

新型コロナワクチン（1・2回目）未接種の方へお知らせ

コロナワクチン接種を希望される方は、コールセンター（72-3001）までご連絡ください。

医療機関名	瀬戸内町へき地診療所 古仁屋瀬久井西 13-2
接種日時	3/4（金）・3/25（金） 14：00～16：00
接種対象者	12歳以上
費用	無料
ワクチンの種類	ファイザー社（通常、3週間で2回接種）
予約	瀬戸内町コールセンター 72-3001（平日9時～17時）

- ※ 希望者が一定人数集まらない場合は、日程を変更する可能性があります。
- ※ 日程の都合が合わない方は、コールセンターまでご相談ください。

入居する前から気をつけよう！～賃貸住宅の退去トラブル

春は賃貸住宅の退去に伴う原状回復費用などについてのトラブルの相談が多く寄せられます。

退去トラブルを回避するためには、次のことをお勧めします。

- ①契約時には契約書をよく読んで特約の内容等を確認する。
- ②入居前に貸主立ち会いのもと、部屋の写真を撮影し損耗状態を記録しておく。
- ③退去時は修繕箇所確認に立ち会って原状回復対象か否かを明確にし、内容明細を必ず受け取って確認する。

また、住む部屋はこまめに掃除して傷つけない工夫も大切です。気持ちよく新生活を迎えましょう。

4月から「成年年齢引き下げ」により18歳で成年になります。親の同意なしで契約が結べるようになりトラブルも予想されるため、周囲も注意して見守ってあげてください。

▽消費生活相談窓口

消費者ホットライン ☎ 局番なし 188 鹿児島県消費生活センター ☎ 099 - 224 - 0999
 瀬戸内町消費生活相談窓口 ☎ 0997 - 72 - 0640 （大島消費生活相談所 ☎ 0997 - 52 - 0999）

瀬戸内町の情報発信 | スマートフォンで読み取ることで簡単アクセス！

STOP! ロードキル

アミノクロウサギの交通事故件数

ゆっくり
運転してね!

今月 3 件

年間 3 件

今月：1月分
年間：1月～



公式フェイスブック



公式ツイッター



公式ユーチューブ



公式インスタグラム



令和3年度

子育て世帯への臨時特別給付金

対象児童1人につき**10万円**を支給します(一部対象者には支給済み)

1 支給対象者

以下のいずれかに該当する児童を養育する保護者(主たる生計維持者)

※支給には所得制限があり、**所得制限限度額**(ホームページ参照)を超える方は対象外となります。

- ① **中学生以下** 令和3年9月分児童手当の支給対象児童
- ② **高校生** 令和3年9月30日時点で高校生等*の児童
- ③ **新生児** 令和4年3月31日までに生まれた児童

*高校生等とは

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方で、配偶者を有していない方です。
高校に在学していない社会人等の方も対象となります。

2 申請の有無(支給対象者のうち、申請の有無が異なります)

(1) 申請不要(町からの児童手当受給者には12月24日に振込み済)

- ① 中学生以下の児童のみを養育している方
- ② 高校生と中学生以下の児童を養育している方

(2) 申請必要(役場窓口申請/審査後指定の口座に振込みます)

- ① **高校生のみを養育している方**
(=中学生以下の児童を養育していない方)

申請期限: **令和4年3月31日**
(令和4年3月生まれの方は4月15日まで)
- ② **勤務先から児童手当を受給している公務員**
- ③ **令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育している方**

3 申請に必要な添付書類

- ① 受給者の本人確認書類のコピー(運転免許証・マイナンバーカード等)
- ② 振込先金融機関口座確認書類のコピー(申請者本人名義の通帳・キャッシュカード)
- ③ 令和3年9月分の児童手当の受給証明書(公務員の方)
- ④ **住民票(世帯全員、続柄入、マイナンバー入)・住民票の除票**

※養育している児童のうち高校生相当年齢の方が令和3年9月30日時点で町外で別居している方・令和3年9月1日以降に生まれた児童で住民票が町外にある方

※詳しくは瀬戸内町ホームページをご確認下さい

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 **（1世帯あたり10万円）** は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

役場が、確認書(または申請書)を受理した日から**4週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

役場から、確認書が
届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

[申請書] 瀬戸内町役場ホームページから
ダウンロード

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年3月 1日(火)
～令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

[申請書] 瀬戸内町役場ホームページから
ダウンロード

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続き

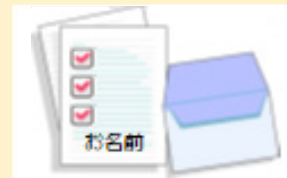
I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、役場に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場保健福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

瀬戸内町臨時特別給付金コールセンター
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

0997-72-0123

受付時間 平日9:00~16:00